

埼勞発 0404 第2号  
令和5年4月4日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る  
労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程  
の一部を改正する件の施行について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、昨年9月に「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）にて報告書が取りまとめられました。厚生労働省では、当該報告書等を踏まえて荷役作業時の墜落・転落防止災害の充実強化について検討を行い、本日労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件を公布しました。

これらの改正の趣旨、内容等について御了知いただくとともに、関係会員及び、事業者の皆さまへの周知及び本改正省令等に基づく荷役作業の安全対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。